

「自動運転の拡大に向けた調査研究」 ヒアリング要領・項目

1 ヒアリング要領

令和4年度自動運転の拡大に向けた調査検討委員会では、2025年頃の高速度道路でのレベル4自動運転トラックの実現や、自家用車のレベル4自動運転の市場化を想定し、更なるレベル4自動運転の進展を見据えた交通ルール上の課題について、議論を行うこととしている。

そこで、調査検討委員会における検討に資する基礎資料とすることを目的として、以下の要領によりヒアリングを行うこととする。

(1) ヒアリング対象

次に掲げる業種のうち、物流サービス及び自家用車におけるレベル4自動運転の実現に向けた取組や検討を既に進めている事業者をヒアリングの対象として選定する。

- ・ 自動車メーカー（国内・国外）
- ・ 自動車部品メーカー（国内・国外）
- ・ 大学・研究機関
- ・ 運送事業者
- ・ その他（道路管理者等）

(2) ヒアリング事項

主として以下の事項に関するヒアリングを行うこととする。

- ・ 高速道路における自動運転の普及に向けた道路交通法上の課題
- ・ 自家用車のレベル4自動運転の実現に向けた道路交通法上の課題

(3) ヒアリングの手法

ヒアリングは原則として書面によって行うが、ヒアリング回答主体からの希望に応じて、対面によるヒアリングについても検討する。

2 ヒアリングの前提

自動運転システムのうち、近時に実用化される可能性があるものは、道路交通法（以下「法」という。）上の義務のうち、現場における個別具体的な対応が求められるようなものについて、自動運転システムのみで履行することが困難であることが想定される。

このことを踏まえ、本ヒアリングにおいては、以下の要件を全て満たす自動運転システムを「レベル4に相当する自動運転システム（以下「ADS」という。）」と呼称することとする。

- ・ 走行環境条件（以下「ODD²」という。）内では、ADSのみにより道路交通法上の運転操作に係る義務に違反しない状態で自動運転を行うことができる。

ただし、緊急自動車の優先（法第40条）等の現場での個別具体的な対応が求められる義務については、ADSのみでは遵守することが困難であると考えられることから、同義務に違反しないためにADS以外の装置・設備や自然人による補助を受けることが必要であってもよいものとする（ADSのみの性能により遵守することは必ずしも要さない。）。

- ・ ODD外に出るおそれ又はODD内での自動運転中にADSが正常に作動しないおそれが生じた場合においても、運転者に対し運転操作の引継ぎを要請せず、自動的に安全な方法で停止する。
- ・ ODD外ではADSは作動しない。
- ・ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に搭載されることが前提とされている。

¹ 法第4条第1項後段（現場警察官による交通規制）、法第6条（警察官等の交通規制）、法第7条（警察官等の手信号に従う義務）、法第40条（緊急自動車の優先）、法第41条の2（消防用車両の優先等）が主として想定される。

² Operational Design Domain ある自動運転システムが作動するように設計されている特定の条件（走行ルート、天候等）のことをいう。

3 主なヒアリング項目

(1) 共通事項

① ヒアリング回答者の属性について

ヒアリング主体がどのような形でレベル4自動運転の実現に携わる予定であるか。

- ・ ADSを研究開発している者
 - ・ ADSの機能の少なくとも一部を担うことを目的とした装置やプログラムを研究開発している者（ex. センサー類）
 - ・ レベル4の自動運転による物流サービスを自ら営むことを予定している者
 - ・ レベル4の自動運転システムを搭載した自家用車の販売を予定している者
- 等

(2) ADSの研究開発の方向性に関する質問³

① 市場への供給可能時期について

② サービス形態について

- ・ 物流サービス
 - ・ 自家用車
- 等

③ 想定する走行環境・運行条件について

- ・ 走行エリア
 - ・ 気象条件
 - ・ 道路条件
 - ・ 時間帯
 - ・ 走行速度
- 等

④ ODD外となる状況について

⑤ インフラからの支援について

自動運転システムのみでの対応が難しく、路側インフラ等からの支援を受けることで対応することを想定している状況はあるか。

(3) SAEレベル4の自動運転システムを活用したサービスの運用に関する質問

① 想定する運用方法の概要について

- ・ 自動運転システムをどのサービス形態（自家用車／物流サービス等）として活用することを想定しているのか

³ 3(1)で、ADS又はADSの機能の少なくとも一部を担うことを目的とした装置やプログラムを研究開発していると回答した者に対して主に質問することを想定。

- ・ 想定しているサービスでは自動運転システムがどのように用いられるのか 等

② 想定する運行体制と役割について

特定自動運行許可制度において規定される者及びその他運行に関わる者としてどのような者を想定しているか。また、その者に求める役割としてどのようなものを想定しているか。

- ・ 特定自動運転実施者
- ・ 特定自動運行主任者
- ・ 現場措置業務実施者
- ・ 上記以外の者 等

③ 自動運転システムの使用方法について

- ・ ODD内で自然人による運転予定がある
- ・ ODD外で自然人による運転予定がある
- ・ 上記で運転予定があると回答した場合に想定される具体的な運転の状況・方法 等

④ 高速道路上における自動運転の開始・終了方法について

- ・ 自動運転をどのように開始することを想定しているか（自然人による運転中にスイッチ操作で切り替える、SA/PA等の高速道路上の特定エリアで開始する等）。
- ・ 自動運転をどのように終了することを想定しているか（SA/PA等の高速道路上の特定エリアに停車して停止する等）。 等

⑤ 想定する運用方法における自動運転の実務上の課題

- ・ 高速道路を無人自動運転中、交通事故が発生するなどして、自動運転が終了した場合、現場への駆け付けを含め、道路交通法上の義務にどのように対応するか。
- ・ 自家用車のレベル4自動運転を実現する上で、どのような範囲・走行環境・運行条件をODDとするか。
- ・ レベル4の自動運転システムを搭載した自家用車の所有者に対して、運転操作以外の運転者としての役割（交通事故時の対応等）を担うことを期待するか。 等

⑥ 想定する運用方法における特定自動運行の許可制度における課題

特定自動運行許可制度における以下の項目について、想定する運用方法でSAEレベル4自動運転システムを活用した場合に、どのような課題が想定されるか。

- ・ 人員体制

- ・ 申請方法
- ・ 特定自動運行主任者等への教育、必要な資格・スキル
- ・ 現場での個別具体的な対応や事故発生時の対応
- ・ 行政処分
- ・ その他（道路管理者との調整、複数事業者での共同運行等）等

(4) その他の要望・課題

- ① (3)⑥以外の道路交通法上の課題について
- ② その他の課題について

以 上